

<原著>

## 発達障害児者の保護者支援における 心理職の役割に関する研究 —心理職へのインタビューを通して—

野崎千晶 信州大学大学院総合人文社会科学研究科  
篠田直子 信州大学学術研究院教育学系

### 概要

本研究では、「育てにくさ」を抱える発達障害児者の保護者支援における心理職の役割と課題に関する心理職自身の認識を質的に検討した。現在、発達障害児者の保護者支援に従事している心理職 10名にインタビュー調査を実施し、M-GTAによる分析を行った。その結果、発達障害特性による「育てにくさ」を感じる保護者には、保護者を置き去りにせず保護者に寄り添いながら話をきき、子どもや子どもを取り巻く環境など包括的なアセスメントを行うこと、それを具体的な支援につなぐこと、さらには、多職種による支援のつなぎ役になることなどが心理職の専門的な役割であることが明らかになった。

**キーワード：**発達障害児者、保護者支援、心理職

### はじめに

近年、核家族化や地域とのつながりの希薄化に伴い、母親の孤立や児童虐待が問題となっている(内閣府, 2004)。特に虐待は、1994年の「児童の権利に関する条約(1994年に国連で採択)」の批准前後から「子ども虐待防止の手引き」の作成、「児童虐待法」の制定、「子ども・子育て支援応援プラン」の策定など様々な対応を試みているものの、児童相談所での児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、令和3年度の対応件数が207,659件にも達している。このような状況において、より一層の児童虐待の予防的支援が進められている(厚生労働省, 2022)。

中川・宮本(2020)は、育てにくさを感じるような子どもの行動が母親のイライラ感に影響を与え、認知的特性によってイライラ感が高まると、不適切な対処行動につながりやすいことから、虐待の予防的介入として、「育てにくさ」とそれによるイライラ感への支援プログラムの必要性を報告している。「育てにくさ」とは、養育者が子育ての中で難しさや心配などを感じる心境であり(秋山, 2016)、子ども自身の要因、親の要因、親子関係の要因、周囲の環境要因など、さまざまな要因が複雑に関連することで生じるもので

ある（厚生労働省，2014b）。平成27年度から実施されている「健やか親子21（第2次）」においても，“「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援”が重点課題のひとつに設定されており，保護者の感じる「育てにくさ」に対する支援の充実は喫緊の課題であると言える。

## 問題と目的

### 発達障害児の保護者が抱える「育てにくさ」と心理的支援の必要性

「育てにくさ」には，子どもの心身状態や発達・発育の偏り，親の子育て経験の不足や知識不足，親の心身状態の不調，家庭や地域など親子を取り巻く環境との関係，あるいは支援の不足など多面的な要素が含まれる。近年，発達障害についての認識が広まると共に，母子保健サービスを提供する場において子どもの発達に関する相談が急増しており，発達障害も育てにくさの原因のひとつと考えられるようになった（厚生労働省，2014b）。そこで，本研究では，「育てにくさ」の要因の1つに挙げられている発達障害に焦点を当てて調査を行う。

発達障害児の母親は健常児の母親と比較して育児ストレスが高いことが先行研究で明らかにされており（眞野・宇野，2007），具体例として，多動性・強いこだわり・パニックなど子どもの行動特性への対処という，手探りの状態での子育ての困難や（松岡他，2013），子育ての困難感が子どもの発達障害の特性によるものであるとわからず，自己嫌悪に陥るという保護者の体験が報告されている（伊藤・小林，2018）。

発達障害児及びその保護者に対して，「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」（厚生労働省，2014a）では，児童発達支援センターを中心に，医療・福祉・教育等の各領域が連携して切れ目のない支援を提供することが重視されており，各自治体で地域支援体制の整備が進められている。発達障害者支援法（2016年改正）では，ライフステージの中でも特に，障害の早期発見と早期支援充実の必要性が強調され，高木・本田（2015）は，早期支援のためには保護者への支援が最も重要であると指摘している。

保護者の困難に対して，保護者が悩み等を自分だけで抱え込まないように保護者からの相談に適切に応じ，専門的な助言を行う支援の必要性が指摘されており（厚生労働省，2017），保護者の困難感を「早期発見」「早期支援」につなげることが現在発達障害児支援において求められていると考えられる。

### 発達障害児の保護者支援の課題

保護者に対する支援の必要性が指摘されており，支援の整備が図られている一方で，今井他（2018）は，支援を受けたものの専門職から期待するような理解が得られず困難感が増す保護者の存在も指摘している。また，植松（2018）は，母親が子どもに対する発達障害の「気づき」をもち，専門家に相談行動を起こしたが，母親の気持ちに寄り添う相談が行われなかったケースや，相談することで何かしらの支援が受けられるという期待ができ

ず、相談遅延に至ったケースを報告しており、保護者に対する支援が十分に機能していない可能性が窺える。野崎(2021)が障害児の保護者にインタビュー調査を行った際にも、「たった2時間の相談で子どもの何がわかるのか、もう二度とこない」など、心理的支援に対する不信感や疑問が抽出された。

以上から、どのようなかかわりが「育てにくさ」を感じる保護者に寄り添う支援になるのか、そのあり方を検討する必要があると考えられる。そこで、本研究では、発達障害のある子どもの保護者に対する支援の在り方に焦点を当てる。

### 本研究の目的

本研究では、発達障害児者とその保護者に対して支援を行っている心理職に注目し、支援においてどのような点に気を付けながら支援をしているのか、心理職の役割及びその課題の把握を行うことで、発達障害児の保護者に対する心理支援の現状と課題を検討することを目的とする。なお、心理職とは、心理に関する資格(公認心理師・臨床心理士等)を所持し、支援に従事している者とする。心理職の役割を検討し、課題を把握することで、保護者支援ならびに発達障害児者支援の支援体制を充実させる一助となる知見が得られることが、本研究の意義である。また、本研究では、心理職が自分の役割をどのように認識しているのかという観点から心理職の機能を検討するため、その認識に至った経緯や支援に対する思いを踏まえて①心理職の業務②心理職としての支援目標③心理職が支援を行う意義の3点から、発達障害児の保護者支援における心理職の役割と、支援の現状、課題との関連を明らかにする。

## 方法

### 調査協力者

心理に関する資格を所持し、現在、発達障害児者及びその保護者を支援する職に従事している者10名(女性9名, 男性1名,  $35.6 \pm 7.7$ 歳)。

### 調査方法

インタビューガイドを用いて1名あたり20分から45分程度の個別インタビューによる半構造化面接によりデータを収集した。なお、調査はオンライン会議システムを用いて2022年9月上旬から11月上旬にかけて実施した。

### 手続き

縁故法で調査協力者を募り、同意を得られた人に調査協力を依頼した。なお、調査の説明や参加同意、インタビューの日時の調整、インタビューの際に使用するオンライン会議システムのURLの送付など、全てメールにてやりとりを行った。

### データ収集方法

調査協力者の属性として、年齢、性別、家族構成、所持している資格、現在の職業及び勤務年数、心理職としての経歴を確認した。以下表1と表2に、調査協力者の概要を示

す。

表1 調査協力者の概要-1

年齢	性別	所属機関/職名(勤務年数)	所持している資格
A	44 女性	a大学学生相談センター /障害学生支援室担当 (3年)	公認心理師/臨床心理士/小学校教員免許/ 特別支援学校教員免許
B	35 女性	療育施設(12年)	公認心理師/臨床心理士
C	45 女性	b県教育委員会/スクールカウンセラー c町健康福祉課多世代相談センター /心理職 d圏域障害者総合支援センター /療育コーディネーター (それぞれ1年半)	公認心理師/臨床心理士
D	37 女性	子ども家庭支援センター/心理士(13年)	公認心理師/臨床発達心理士
E	40 女性	e大学医学部附属病院/心理士(8年)	公認心理師/臨床心理士
F	25 女性	放課後等デイサービス /心理職・児童指導員 (1年未満)	公認心理師(申請中)
G	25 女性	放課後等デイサービス /児童指導員(1年未満)	学校教員免許/公認心理師(申請中)
H	31 女性	病院/心理士(6年)	公認心理師/臨床心理士
I	28 男性	f市役所福祉課/心理職(2年)	公認心理師/臨床心理士
J	46 女性	児童発達支援センター/心理士(4年)	公認心理師/臨床心理士

表2 調査協力者の概要-2

	経歴と心理職としての経験年数
A	病院(児童精神科)→大学の学生相談(約13年)
B	行政の子育て支援相談機関→療育施設(12年)
C	病院(児童精神科)→大学の学生相談→教育相談・福祉相談・療育コーディネーター (22年半)
D	児童養護施設(心理士)→児童家庭支援センター(13年)
E	病院(精神科)→大学の学生相談→病院(精神科)(経験年数不明)
F	放課後等デイサービス(1年未満)
G	放課後等デイサービス(1年未満)
H	病院(精神科)(6年)
I	児童養護施設→市福祉課(3年)
J	保健所(発達相談員)→保健所(心理発達相談員)→保健所(非常勤の発達相談員)→ 児童発達支援センター(約20年)

## インタビュー項目

インタビュー内容は、①業務②支援目標③心理職が支援を行う意義の3つの観点を中心に、調査協力者の話の展開に合わせて、支援を行う中で経験した困難や、保護者との関わりから生じた支援に対する意識など、支援内における心理職の機能に関連する質問を絡めて聞き取った。

**フェイスシート項目** ①年齢・性別・資格②職業、勤務年数、職歴③発達障害児の保護者支援を含む現職を志望した理由④家族構成(既婚/未婚、子どもの有無)

**現職における発達障害児の保護者支援の内容** ⑤発達障害児とその保護者への具体的なかかわり方⑥協働している職種多職種連携における心理職の役割、多職種連携の良さと難しさ⑦発達障害児の保護者支援におけるチームでの支援目標と個人目標ならびにその理由

**心理学を専門的に学んだ者が支援を行う意義** ⑧支援を行う利点⑨支援を行うにあたって課題と感じている点⑩早期支援の必要性及び早期支援の中で心理職に求められる役割

## 倫理的配慮

本研究は、所属する機関の倫理審査を受け、承認されたうえで調査を実施した。(管理番号 22-08) インタビュー実施前に、研究の目的及び概要、研究参加に関わる権利事項、研究成果の公表、個人情報保護等に関する説明を行い、説明を踏まえたうえで研究参加に同意が得られた調査協力者に同意書を記入してもらうことで、研究参加の同意を確認した。

## 分析方法

修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(Modified Grounded Theory Approach: 以下、M-GTA)をもとに質的分析を行った。M-GTAを採用した理由は、以下の3点である。①本研究の焦点は、発達障害児の保護者支援における心理職の機能であり、GTA及びM-GTAの分析対象であるヒューマンサービス領域、社会的相互作用性に合致している。②概念生成やプロセス性の描出をするというM-GTAの特徴が、心理職の機能を心理職の思いや葛藤と絡めた検討に適している。③M-GTAは分析結果の実践場面での活用を重視しており、心理職の機能及びその課題把握によって、今後の保護者支援の在り方を検討するという本研究の方向性と一致している。

## 分析手順

分析のテーマを「発達障害児者の保護者支援の中での、支援経験を踏まえた支援に対する思いと心理職としての意識」と設定し、分析焦点者は「発達障害児者の保護者支援を行っている心理職」とした。木下(2007)の手順に則って、結果図とストーリーラインの構築を行った。また、分析内容及び生成した概念とモデル図の妥当性を確保するため、分析方法及び分析結果など全体にわたり、指導教員から複数回の指導及び臨床心理学を専攻する複数の大学院生とのピアによる検討を行った。

### 結果

分析の結果、13の概念と4つのカテゴリー、33のサブカテゴリーが生成された。図1はその結果図を示したものである。表3は各概念とサブカテゴリーの定義を示したものである。カテゴリーは《 》、概念は【 】、サブカテゴリーは〈 〉、調査協力者がインタビュー内で語った言葉の引用は「 」で示す。

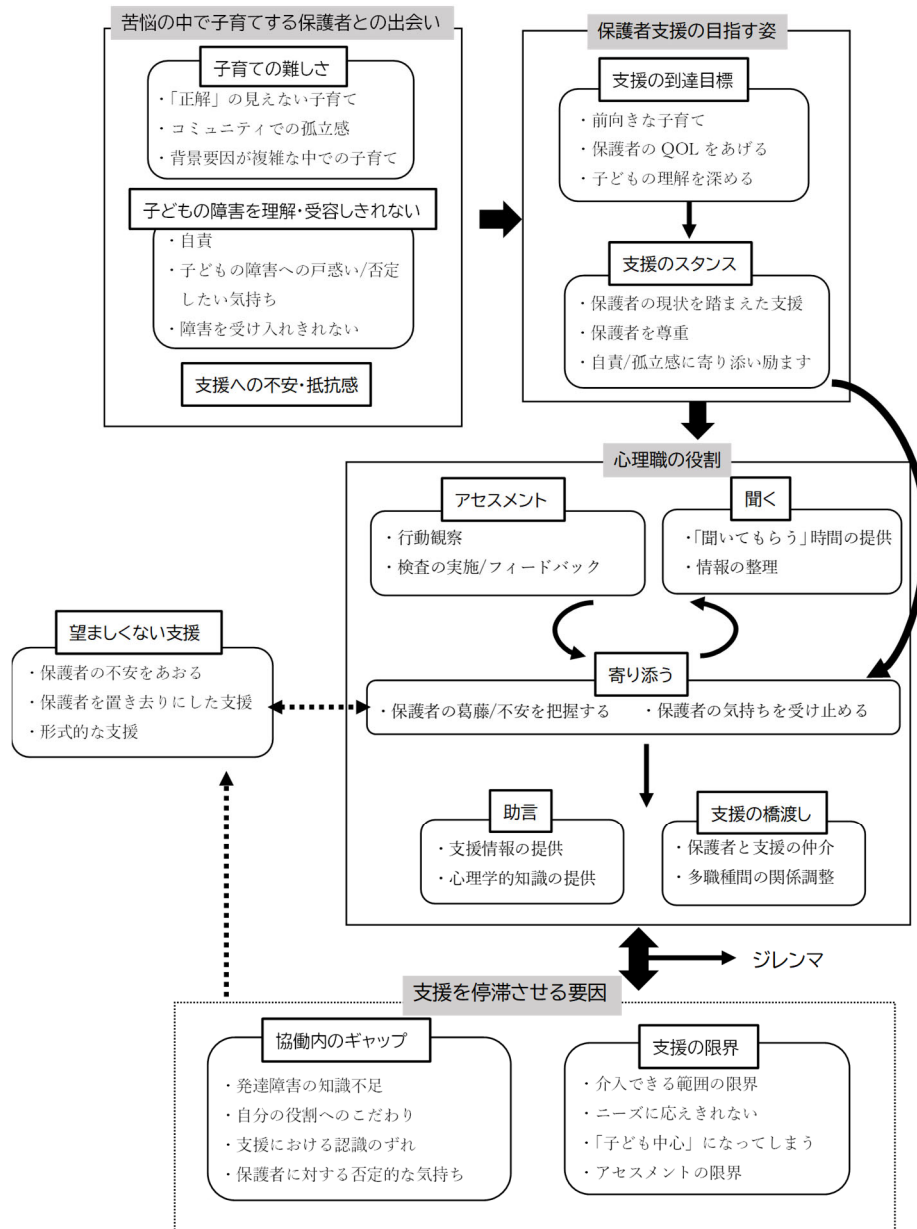


図1 心理職が考える発達障害児の保護者支援における心理職の役割

表3 概念一覧

概念	サブカテゴリー	定義
子育ての難しさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正解の見えない子育て</li> <li>・コミュニティでの孤立感</li> <li>・背景要因が複雑な中での子育て</li> </ul>	成長の目安や子育て方法がわからない不安、家庭の中で母親一人が子育てを背負い込み、味方がいない状態、定型発達の子どもをもつ保護者と関わった時に他の子どもと「違う」我が子に対する孤立感、子どもの発達障害だけでなく、保護者自身の価値観や生育歴、家族関係など要因が複雑に絡まった中で生じる困難感など、発達障害児を育てる中で保護者が経験する困難
子どもの障害を 理解・ 受容しきれない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自責</li> <li>・子どもの障害への戸惑い/否定したい気持ち</li> <li>・障害を受け入れられない</li> </ul>	自分の育て方を責める感情、子どもの障害の有無が曖昧な中で戸惑い、否定したいと思う気持ち、障害の診断がついた後もそれを受け入れられることのできないなど、子どもの障害を理解しきれず、また受容しきれない中で生じる葛藤
支援への不安・ 抵抗感		支援に関する事前知識が不足しているために支援に対して身構えたり反発する気持ちや、信頼関係が築けていない心理職に相談することに対する抵抗感
支援の到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前向きな子育て</li> <li>・保護者のQOLをあげる</li> <li>・子どもの理解を深める</li> </ul>	保護者が支援を受けることで子どものことを理解して子育てをすることができ、子育てに前向きになった上で保護者自身のQOLが上がる、という支援の到達目標
支援のスタンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の現状を踏まえた支援</li> <li>・保護者を尊重</li> <li>・自責/孤立感に寄り添い励ます</li> </ul>	支援の到達目標を達成しうる支援を行うために、保護者の現状を踏まえた上で、困難など保護者の気持ちを尊重し、その気持ちに寄り添い励ますという姿勢
アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動観察</li> <li>・検査の実施/フィードバック</li> </ul>	心理学的な知識及び技能を用いて、行動観察の中で発達障害児の特性の見立てを立てる、検査を実施した上でそれを保護者にフィードバックする役割
聞く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「聞いてもらう」時間の提供</li> <li>・情報の整理</li> </ul>	話を聞くスキルを用いて、保護者にとって「話を聞いてもらう時間」を提供する役割。同時に、話を聞く中で、情報を整理したり必要な情報を収集して話を深めていく役割
寄り添う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の葛藤/不安を把握する</li> <li>・保護者の気持ちを受け止める</li> </ul>	保護者の話を聞いたりアセスメントをする中で、保護者が感じている不安や子どもの障害に対する葛藤を把握し、その気持ちを受け止める役割
助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援情報の提供</li> <li>・心理学的知識の提供</li> </ul>	具体的な支援内容や支援場所の情報や心理学的知識に基づいた支援方法を保護者に伝える役割
支援の橋渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と支援者の仲介</li> <li>・多職種間の関係調整</li> </ul>	保護者と支援者の間に立って双方の意見を伝えたり、多職種連携の中で支援者間の関係を円滑に保つなど、2者間の関係を調整する役割
協働内のギャップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の知識不足</li> <li>・自分の役割へのこだわり</li> <li>・支援における認識のずれ</li> <li>・保護者に対する否定的な気持ち</li> </ul>	多職種連携内で、発達障害に関する知識の差があったり各専門職が自分の役割にこだわってしまうことで、支援に対する認識のズレや保護者に対する否定的な気持ちなどのギャップが生じ、葛藤がある状態
支援の限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介入できる範囲の限界</li> <li>・ニーズに応えきれない</li> <li>・「子ども中心」になってしまう</li> <li>・アセスメントの限界</li> </ul>	支援の枠組みとして介入できる範囲に限られている、人員不足によって支援の受け入れに限界がある、という現状や、保護者自身に焦点を当てて丁寧な支援を行いたいという意識はあるものの、なかなか保護者自身のバックグラウンドまでを丁寧に扱うことができない現状
望ましくない支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の不安をおおる</li> <li>・保護者を置き去りにした支援</li> <li>・形式的な支援</li> </ul>	保護者の実際の様子や考えなどを踏まえず、本人のニーズが置き去りになった結果、保護者の不安をおおる、保護者が納得していない、本人の成長につながらないなど、結果として保護者にとって意味のない支援となった状態

## プロセス全体の動き

支援を行う中で、心理職は【子育ての難しさ】や、【子どもの障害を理解・受容しきれない】、【支援への不安・抵抗感】といった《苦悩の中で子育てする保護者との出会い》を経験する。そのような保護者に対して、〈保護者を尊重〉し、〈自責/孤立感に寄り添い励ます〉という【支援のスタンス】で支援を提供することで、保護者が〈子どもの理解を深める〉中で〈前向きな子育て〉を行い、〈保護者のQOLをあげる〉ことを目指している。

心理職は【支援のスタンス】を基本に、【寄り添う】【聞く】【アセスメント】の3つの機能を縦貫させながら支援にあたっている。保護者に【寄り添い】ながら【聞く】ことで子ども、保護者、環境などの【アセスメント】を行い、子どもの正しい理解や必要な支援に関する情報を【助言】するとともに、専門的な支援機関などへの【支援の橋渡し】を行うという役割を果たそうとしている。この役割を果たすには、〈保護者の葛藤/不安を把握する〉〈保護者の気持ちを受け止める〉という【寄り添う】過程が重要であり、この機能が果たされないと〈形式的な支援〉〈保護者を置き去りにした支援〉などの【望ましくない支援】につながってしまう。

一方、《保護者支援の目指す姿》を基に支援を行おうとしても、〈(職務上の)介入できる範囲の限界〉〈(時間的・制度的に) ニーズに応えきれない〉といった【支援の限界】や、他の専門家と連携し協働する中での〈支援における認識のずれ〉などの【協働内のギャップ】というかたちで《支援を停滞させる要因》も存在しており、《支援を停滞させる要因》がうまく解消されなかった場合には、意図せず【望ましくない支援】に陥る可能性があることを懸念している。

## カテゴリーと概念

《苦悩の中で子育てする保護者との出会い》 発達障害児者の保護者が抱える困難をカテゴリーに集約した。定型発達の成長の目安に子どもが当てはまらない焦りや、モデルとなるような存在が周囲にいないことなど、保護者は〈「正解」の見えない子育て〉に対して不安を抱いている。更に、子育ての不安を話す機会が少なく、〈コミュニティでの孤立感〉によって保護者が一人で不安を背負い込み、家族関係や周囲の環境など、〈背景要因が複雑に〉絡み合うなかで生じている事態に対して、【子育ての難しさ】を感じており、そういった困難の原因を自分の育て方に帰属させて〈自責〉感情を抱く。また、子どもに障害がある可能性によって生じる〈子どもの障害への戸惑い/否定したい気持ち〉、〈障害を受け入れきれない気持ち〉はライフステージの中で度々生じるものであり、保護者は【子どもの障害を理解・受容しきれない】状態の中で「揺れ動く」葛藤を経験する。なお、【子育ての難しさ】【子どもの障害を理解・受容しきれない】ことによる苦悩を経験すると同時に、情報不足や支援者と信頼関係を築けていないことによって【支援への不安・抵抗感】を抱いており、心理職は、支援を行う中で、これらが組み合わさった《苦悩の中で子育てする保護者との出会い》を経験している。



《保護者支援の目指す姿》と【望まない支援】 支援全体で共有されている保護者支援の目標および支援に対する姿勢をカテゴリーに集約した。《苦悩の中で子育てする保護者との出会い》を踏まえて、支援を通して保護者が〈子どもへの理解を深める〉中で子どもとのかかわり方を学び、子育てへの困難感が減少することで、〈前向きな子育て〉を行えるようになり、「保護者がその人らしく過ごせるように」〈保護者の QOL を上げる〉ことが【支援の到達目標】である。到達目標を達成するには、保護者を取り巻く価値観や環境を可能な限り把握して、実践可能な〈保護者の現状を踏まえた支援〉を提供するという意識が重要である。この意識を持たずにかかると、保護者が支援内容を理解できない、納得しないという【望ましくない支援】における〈形式的な支援〉になってしまう。

また、支援を行う時には〈保護者を尊重〉し、〈自責/孤立感に寄り添い励ます〉姿勢が必要である。〈保護者を尊重する〉とは、発達障害児支援の一環としての保護者支援ではなく、保護者自身を支援の中心に据え、保護者が支援を通して「どういう風になっていきたいのか」という望むところに照準を合わせて支援を考えるという意識である。この意識が薄れると、子どもへの支援ばかりが先行した〈保護者を置き去りにした支援〉になってしまう。同時に、子どもの障害の有無に対して揺れ動く保護者に対して、〈保護者の不安をあおる〉かたちで「過剰に心配させないような」支援を行うためにも、「小さい頃から教科書通りにいかななくても、みんな違うし個人差もあるしというのを伝えて」「みんなでその子を支えていきましょう」というように保護者の自責や孤立感に寄り添ったうえで、「頑張っているところはここだから、目を向けていこう」と励ます姿勢が求められる。

《心理職の役割》 発達障害児の保護者支援において心理職が果たしている役割をカテゴリーに集約した。中核となるのは、【寄り添う】、【アセスメント】、【聞く】の3つを循環させながら保護者の現状を把握する役割と考えられている。子どもの「育てにくさ」の背景にある子どもの認知特性や発達状態などを〈行動観察〉や心理検査を通して「正確な情報」として得ることはもとより、保護者の「育てにくさ」の状況、保護者の価値観、家族機能、園や学校での子どもと保護者の状況などの情報を保護者の話を丁寧に【聞く】ことで収集することは心理職の重要な役割のひとつである。子どもの状態、保護者の不安や混乱、環境などを包括的に情報収集し、葛藤や子どもの障害に対する保護者の理解や受容程度を【アセスメント】し把握したうえで、保護者の「揺れ」を「温かく見つめ」、思いを「キャッチする」ことは【寄り添う】ことに他ならない。保護者という立場上なかなか表現できる場のない保護者自身の悩みや葛藤をありのままに【聞く】、〈聞いてもらう〉時間を提供する〉こと自体が保護者にとって支援の役割を果たしている。【寄り添う】、【アセスメント】、【聞く】、これら3つは循環することで十分に機能するということが考えられる。この聞くスキルは心理職として専門的なスキルと認識している者が多かった。

以上で得られた情報をもとに、保護者に対して心理学的知識に基づく子どもの理解や対応方法、いま必要と思われる専門的支援機関の情報について【助言】を行う。さらに、収

集した情報や心理学的見地からの意見を、学校、医療、福祉などの関連機関の支援者に伝える、また、支援者側の方針をわかりやすくかみ砕いて保護者に伝えるという〈保護者と支援の仲介〉も支援として行っている。ベテランの心理職からは、多職種連携において、考え方の異なる他機関や支援者の意見を聞き取り、まとめ、コーディネートする〈多職種間の関係調整〉も心理職の重要な役割であるという意見も聞かれた。保護者と支援者、あるいは支援者同士の【支援の橋渡し】の機能も心理職の役割のひとつである。

《支援を停滞させる要因》 支援を停滞させる要因として、【支援の限界】と【協働内のギャップ】があげられた。【支援の限界】は、《保護者支援の目指す姿》を念頭に支援を行っているものの、自分の置かれている立ち位置や支援体制、時間やマンパワー不足など体制としての問題、さらには心理職自身の経験不足や知識不足などの問題から、保護者の〈ニーズに応えきれない〉もどかしさである。支援すべき、支援したいことがあるにも関わらずできないというジレンマを抱えているのも現状であるといえる。【協働内のギャップ】は、多職種連携における支援者間、専門職間の温度差やくいちがいである。発達障害児者支援は、基本的に多様な専門家がチームを組んで支援することが多いが、支援者それぞれが〈自分の役割へのこだわり〉〈(それぞれの専門職としての)文化差〉を持っているために、支援対象や支援の意図の〈支援における認識のずれ〉などの【協働内のギャップ】を感じている。支援の意図や目的が支援者間で共通されず、〈「子ども中心」になってしまう〉、子どもの適応のみに目がいき、〈保護者に対する否定的な気持ち〉から「保護者が敵になる」支援者が現れることで支援の改善が停滞するという葛藤もインタビューの中で語られていた。心理職は多職種連携において【多職種間の関係調整】という役割を担う中で、これらの【協働内でのギャップ】を感じやすいといえる。

### 考察

心理職のほとんどが、期待するような専門職の理解が得られない、寄り添ってもらえない、支援の見通しがもてないなどの保護者の不安な思い受け止める重要性を意識し、発達障害児者の保護者が感じている「育てにくさ」に寄り添う支援を目標としていた。実際に支援に携わっている心理職は、「アセスメントをしながら話をききとる」「寄り添う」「支援の橋渡し」が専門職としての心理職の機能と考えていた。

#### 発達障害児の保護者支援における心理職の機能

寄り添いながら話をききアセスメントする（【寄り添う】【聞く】【アセスメント】） 臨床心理士資格認定協会による「臨床心理士資格審査規程」において専門業務として定められているのは、①臨床心理査定、②臨床心理面接、③臨床心理的地域援助、④上記 1～3 に関する調査・研究である。また、公認心理師法第2条において、公認心理師は、心理に関する支援を要する者に対して①心理状態の観察、その結果の分析②相談に応じ、助言、指導その他の援助の実施③関係者に対して、相談に応じ、助言、指導、その他の援助の実

施④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供が業務と定められている。このように業務の規定が存在している一方で、広い職域の中で横断的に働いている心理職のアイデンティティは本質的に不安定であるため、明確にすることの重要性が指摘されている(近藤, 2021)。本研究で抽出された《心理職の役割》の各概念は、上記の臨床心理士及び公認心理師の業務内容に準拠した結果となっており、【聞く】【アセスメント】機能に基づいた心理面接や心理査定の実施は、多様な領域で支援を行う心理職の中でも共通して持っているアイデンティティであることが示唆される。また、それらは共通のアイデンティティであると同時に、どのようなかわりが支援になるのかは各領域の支援対象によって異なるものである。例えば、心理面接の中でクライアントが何を話すのか、どのようなニーズを持っているのかは、医療・福祉・教育など面接場面によって異なっている。発達障害を発達凸凹(杉山, 2011)によって生じる不適応をとらえると、発達障害児者とその保護者を支援する際には、子どもの発達や発達の凸凹のアセスメント、発達障害児者を取り巻く環境のアセスメント、保護者自身のアセスメントなど幅広い視点をもって客観的に丁寧に話を聞くことが心理職の専門性のひとつといえる。さらに、【聞く】【アセスメント】の前提として、〈保護者の気持ちを受け止める〉ことの重要性が語られた。発達障害児を育てる中で多様な要因が絡み合い、困難感が生じている状況に対して、その葛藤を受け止める作業の重要性は、保護者支援に関わる者全体で共有されている。〈保護者の葛藤/不安を把握〉し、〈保護者の気持ちを受け止める〉行程を踏まえたうえで【助言】などの支援を提供することが心理職にとっての【寄り添う】支援であることが明らかとなった。

〈保護者の気持ちを受け止める〉とは、葛藤や不安を受け止めるだけでなく、保護者の支援ニーズを踏まえるという姿勢も【寄り添う】行為であり、〈保護者を置き去りにした支援〉を防ぐためにも「保護者の揺れに寄り添う」ことの必要性が示唆される。子どもだけでなく保護者自身も発達凸凹による生きづらさを感じている可能性があることも踏まえ、保護者自身とおかれた環境のアセスメントを丁寧に行い、タイミングを見計らないながら介入することが、心理職に求められている専門性としての【寄り添う】姿勢といえよう。心理職は寄り添いながら話しを聞く訓練をうけており、聞くスキルを持っていると心理職だけではなく多職種からも認識されている。保護者の孤立感を支えるために、一定の時間をとって丁寧に話を聞く時間を保障すること(「話を聞いてもらう」時間を提供すること)は、心理職に期待されている専門的な機能といえる。

**支援者と保護者、支援者同士をつなぐ(【支援の橋渡し】)** 支援の橋渡しには2つある。ひとつは、さまざまな支援者と保護者の橋渡し、もうひとつが、専門性の違う支援者間の橋渡しである。支援者と保護者の橋渡しとして、心理職は通訳としての役割も担うことができる。いろいろな領域について学ぶ機会のある心理職では、専門職間で表現の違う専門的な内容について、保護者視点で表現しなおすことによって、保護者の中で様々な機関での支援がいつにつながることも少なくない。また、コーディネーターとしての〈多職

種間の関係調整)も心理職が担えるのではないかと考えていることが明らかとなった。先にのべたように発達障害児者支援にはさまざま専門家がそれぞれの文化をもって関わっている。時には、考え方の違いなどに直面することも少なくないが、心理を学んだ者は、それぞれの思いをくみ取ったうえで、全体の調整を行える強みがあると感じている者も少なくなかった。心理職のアイデンティティを今後検討していくにあたって、多職種連携のコーディネーターという側面に注目する必要性が窺える。

### 保護者支援の課題

保護者の話を保護者の気持ちに寄り添いながら丁寧に話をきいて、子どもや子どもを取り巻く環境をアセスメントし、具体的な支援につなげていくことが心理職の役割ではあるが、それを阻む用意がいくつかある。

現在の支援体制には〈介入できる範囲の限界〉が存在しており、支援を提供できる時間、内容、人員などにはあくまで限界があるのが現状である。本研究の中でも、必要な支援をシステムや時間の限界によって阻まれて届けられないジレンマを抱えている心理職が多く見られた。限られた枠組みの中で心理職はどのような支援を行うか、心理職が対応しきれない支援をどのようにカバーして支援を提供するのか、多職種連携を基盤に、より大きな枠組みの中で柔軟に工夫して課題を解消していくという認識を持つことが必要である。

基盤となる多職種連携にも難しさがある。連携・協働の際、他職からの期待に応えきれないのではないかとという〈自身の知識不足〉という不安を抱えている新人心理職もいれば、他の専門職の〈発達障害の知識不足〉や〈支援における認識のずれ〉に苦勞しているベテラン心理職もあり、専門性の違う職種で構成されるチームでの協働の中で、心理職としてどのように専門性をもち、どのように発揮するのが課題である。それぞれ異なる専門性を持つ職種が協働するため、各自の独自性によるずれが生じてしまうことは否定できないが、その中でも、患者やクライアントに対して包括的・全人格的支援を行うためには、それぞれの専門性の違いを認めつつ尊重し合うという基本的な姿勢が不可欠である(竹森, 2019)。多職種連携コンピテンシー開発チーム(2016)は、多職種連携を実現させるために必要な能力として、「患者・利用者・家族・コミュニティ中心」「職種間コミュニケーション」の2つのコアドメインと「職種としての役割を全うする能力」「自職種を省みる能力」「多職種を理解する能力」「関係に働きかける能力」の4つのドメインをあげ、専門職連携教育(Interprofessional Education: 以下, IPE)の必要性を提案している。IPEとは、主に医療領域において、専門職の養成機関で専門職間の個性、差異、領域のルールの学習を通して行われる専門職の価値と見方の指導であり、齊藤・朝倉(2020)は、教育領域でのIPEプログラムの実施を検討している。同様に、児童発達支援領域でも、発達障害に関する学習、児童発達支援における各専門職の役割、本研究で抽出された《支援のスタンス》のような支援の方向性の共有を目的としたIPEの実施が【協働内でのギャップ】の解消に役立つ可能性があると考えられる。

## 本研究の課題

第一に、インタビューでの掘り下げが不十分で各概念の示す内容が曖昧になってしまった。例えば、調査協力者からたびたび挙げられた「心理職としての聞くスキル」を具体的に落とし込めなかったため、調査協力者が具体的にどのように考えているのか不明瞭になってしまった。寄り添って聞くとはどのようなことをイメージしているのか、アセスメントをしながら聞く時にどのような点に注意しているのか、自分のきき方を保護者はどのように感じていると認識しているのか、そう思うエピソードはなにかなど一步深めてきき取る必要がある。

第二に、調査協力者が10名と少なく、支援における役職が異なっているため、本研究で示された心理職の機能や支援の葛藤などの一般化には限界がある。結果図はあくまで仮説の1つに留まっているため、調査人数を増やした場合においても同様の仮説が生成できるのか、あるいは新たな概念、別のプロセスが形成されることはないのかを検証する必要がある。また、協働している他の職種から見た心理職の機能や他の職種の機能と比較したときの機能といった観点から、今後も修正・発展させる必要がある。

## 付記

本研究は、信州大学大学院総合人文社会科学研究科に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものである。

## 引用文献

- 秋山 千枝子 (2016). 健診の場で「育てにくい」子どもの発見と対応 小児科診療, 79, 615-620.
- 今井 しのぶ・古田 加代子・佐久間 清美(2018). 子どもの障害に気づき広汎性発達障害と診断を受けるまでの母親の生活上の困難. 日本公衆衛生看護学会誌, 7, 3-12.
- 伊藤 由香・小林 恵子 (2018). 子どもの発達障害の特性を指摘された母親の子育てにおける体験—発達障害の特性を指摘されてから専門機関の継続的な支援を受けるまで—. 日本地域看護学会誌, 21, 22-30.
- 木下 康仁 (2007). 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)の分析技法. 富山大学看護学会誌, 6, 1-10.
- 近藤 孝司 (2021). 臨床心理士は自信の職業的アイデンティティと専門性をどのように捉えているのか. 上越教育大学研究紀要, 40, 537-546.
- 厚生労働省 (2014a). 今後の障害児支援の在り方について(報告書)——「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか—— Retrieved February 15, 2023 From <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu-Kikakuka/0000051490.pdf>

- 厚生労働省 (2014b). 「健やか親子 21」の最終評価等に関する検討会 : 「健やか親子 21(第2次)」について検討会報告書
- 厚生労働省 (2017). 児童発達支援ガイドライン. 厚生労働省 Retrieved February 15, 2023 From <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf>
- 厚生労働省 (2022). 令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数〈速報値〉. 厚生労働省 Retrieved December 12, 2022 From <https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf>
- 眞野 祥子・宇野 宏幸 (2007). 注意欠陥性多動性障害児の行動特徴と母親の養育態度の関連 脳と科学, *39*, 19-24.
- 松岡 純子・玉木 敦子・初田 真人・西池 絵衣子 (2013). 広汎性発達障害児を持つ母親が体験している困難と心理的支援 日本看護科学会誌, *33*, 12-20.
- 内閣府 (2004). 家庭や地域の子育て力, 育児に対する孤立感や疲労感・自信の喪失 平成16年版 少子化社会白書, 内閣府 Retrieved December 12, 2022 From [https://www.8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2004/html\\_h/html/g1223310.html](https://www.8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2004/html_h/html/g1223310.html)
- 中川 陽子・宮本 信也 (2020). 幼児の負の感情表出に対する母親の不適切な対処行動につながる要因の検討 日本健康教育学会誌, *28*, 15-24.
- 野崎 千晶 (2021). 子どもの発達に関する悩みや不安を持つ親に対する相談支援の現状と課題 東北大学教育学部卒業論文
- 齊藤 理砂子・朝倉 隆司 (2020). チームとしての学校づくりを目指した専門職連携教育プログラムの開発と評価の試み—養護教諭課程と保健師課程に進級予定の大学生を対象に— 学校保健研究, *62*, 297-313.
- 杉山登志郎 (2011). 発達障害のいま 講談社.
- 高木 一江・本田 秀夫 (2015). 発達障害への早期介入—横浜市における早期発見・支援体制と, 保護者のメンタルヘルス支援の在り方について— ストレス科学研究, *30*, 27-34.
- 竹森 元彦 (2019). 医療領域における心理職の多職種連携教育(IPE)の現状と課題 コミュニティ心理学研究, *23*, 22-28.
- 多職種連携コンピテンシー開発チーム (2016). 医療保健福祉分野の多職種連携コンピテンシー, 筑波大学 Retrieved March 24, 2022 From [https://www.hosp.tsukuba.ac.jp/mirai\\_iry/pdf/Interprofessional\\_Competency\\_in\\_Japan\\_ver15.pdf](https://www.hosp.tsukuba.ac.jp/mirai_iry/pdf/Interprofessional_Competency_in_Japan_ver15.pdf)
- 植松 勝子 (2018). 発達障がい児の早期支援に関する研究 —障がいの「気づき」から専門相談までの保護者の対応について— 中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要, *19*, 1-12.